

東京都担当確認年月日 平成 30 年 7 月 24 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 7 月 25 日

(契約変更日に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 26 日)

事業名 選手村内における飲食提供業務委託

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、東京 2020 大会において選手村内で飲食提供を行う業務を委託するものであり、パラリンピック期間も含まれる。</p> <p>このため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 4 分の 1 相当額を都が負担する事項である。</p> <p>(令和 2 年 8 月 24 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、大会延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>選手村における飲食提供は大会オペレーションの一環として組織委員会が実施する事業であり、飲食提供に係る基本戦略を策定し、提供メニューについて IOC の承認を受ける組織委員会が一括して執行する方が効率的かつ効果的といえる。</p>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似の	<p>選手村内における飲食提供は大会運営に不可欠な事業である。</p> <p>(令和 2 年 8 月 24 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、大会延期を受けて委託業務を一時中断するための業務及び 2021 年の大会実施に向け必要な準備を行うための業務の委託であり、現時点で手続を進める必要がある。</p>	必要性

<p>ものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<p>本事業単独では、経費を精査した結果、さらなる経費が必要となったことから、V2 予算を超える規模となったが、組織委員会スタッフ及び委託事業者スタッフに対する飲食提供について、食数の事前把握が可能なことを考慮し、当初想定していた総価契約から単価契約に変更するなど、飲食提供事業全体として、予算見直しを行い、全体が V2 予算の範囲内となっていることを確認した。</p> <p>品質等を確保するため、受注者の技術力が必要な案件として、一般競争入札の総合評価方式で事業者を決定することとしており、効率的な発注方法であることを確認した。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、追加委託の業務範囲及び期間を必要最低限とする、サンクコストの一部を不課税取引として整理する等、追加経費の削減に努めている。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>積算にあたっては複数者の見積もりを徴取し、比較検討の上、発注額を計上していることを確認した。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、業務量が必要最低限となるよう精査する、確保済の機材のレンタル料や保守点検費用の減額交渉を求める等、受託者との交渉を重ねているとしており、一定の納得性は担保される。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>併せて、競技会場における飲食提供業務委託等を含め、全体が V2 予算内におさまっていることを確認しているが、今後発生する競技会場における飲食提供業務委託等を含め、V2 予算の金額を超過しないことはもとより、一層の経費削減を図ること。</p> <p>(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面、組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。